

# 多額の借財のような重要事項に関する取締役会の決議

加 藤 修

- 第一節 はじめに
- 第二節 立法当初の議論とその後の立法展開
- 第三節 取締役会決議の尊重
- 第四節 まとめ

## 第一節 はじめに

平成一八年五月一日より施行されている現行会社法以前の商法二六〇条二項は、「取締役会ハ左ノ事項其の他ノ重要ナル業務執行ニ付テハ取締役ニ決セシムルコトヲ得ズ」と規定し、同条同項の第二号は、「多額ノ借財」と具体的に規定している。この商法規定は、現行会社法にも受け継がれている。すなわち、現行会社法三六二条四項は、「取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。」と規定し、同条同項の第二号に「多額の借財」とあり、以前の商法と同じ趣旨のことが規定されている。

右のような「多額の借財」を、代表取締役が取締役会の決議を経由することなく、独断専行した場合、株式会社における内部手続履行によって保護を予定されている株式会社自身の利益と内部手続履行のないことを知らない資金提供者である第三者の利益の対立をどのように処理すべきかの問題が生ずる。その場合に、判例と学説は、種々の理論構成を工夫して、善意の第三者は保護されなければならないとの結論に達している。従来、株式会社という企業形態を採用して企業活動をしているのに、設置されている機関としての取締役会を正式に開催することなく、業務執行のすべてを代表取締役に独断専行させていたような場合に、「多額の借財」について、後々の事情の変化を踏まえて、株式会社自身について不利益・不都合と判断した段階で、取締役会決議を経ないことを口実にして「多額の借財」に関する取引を無効と主張する身勝手は許されないとする判断には合理性がある。なぜならば、取引の安全に資するからである。

しかし、平成一八年五月一日より施行されている現行会社法においては、それ以前の商法第二編会社における規制とは相違して、現行会社法二条に定義規定が設置され、同条七号に「取締役会設置会社」なるものが定義されている。そして、この定義規定では触れられてはいないが、取締役会を設置しない株式会社も現行会社法上認められている。立法事情に大いなる変化が生じた。現行会社法においては、これまでの有限会社形態の新設を認めていないので、いわゆる小規模閉鎖会社を株式会社形態で運用しようという場合、組織の単純化という観点から取締役会を設置しない形で設立されることが多くなると考えられる。現行会社法施行以前の商法の時代には、取締役会は、株式会社においては、法定の必要機関とされていたため、必ず設置しなければならず、取締役会は形式的に設置されているだけで形骸化している場合が多く存在した。しかし、立法事情に大いなる変化が生じているのだから、経済合理性に基づいて行動する企業関係者は、形式的に設置されているだけで形骸化している取締役会がなくても適法に株式会社を組織でき、しかも、組織運営上で支障がないとなれば、取締役会を設置しな

い会社形態を選択する。出資者・株主の意向や会社の規模から取締役会設置会社が求められるのであれば、取締役会が設置され、その合理的運営が追求され、形式だけの形骸化した無駄なものにはならないと考えられる。その場合に、取締役会の機能は充分に果され、取締役会の権限も活用されることとなる。そうとすれば、取締役会決議の意味づけにも変化を生じさせる意義が生ずる。

現行会社法においては、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」が要求されている（会社法三四八条三項四号、三六二条四項六号）。この体制が、大会社の場合に義務づけられている、いわゆる「内部統制システム」である。その具体的な内容については、会社法施行規則九八条一項と一〇〇条一項に定められている。取締役の職務の執行について、各種情報を記録・保存し、損失の危険を管理し、業務の効率性・有効性を確保し、遵法、企業集団における業務の適正確保の体制が求められている。このことは、「多額の借財」のように取締役会の決議を要する場合については、その当否、危険度を十分に検討し、その上で決定し、記録を残しておくこと、つまり、議事録作成が求められると解される。そうとすれば、その際における取締役会権限のあり方とその決議の存在についても、これまでとは違った意義づけがふさわしいものと考えられる。

「多額の借財」が行われる場合、資金の提供者である貸主の立場から考えて、取引の安全を重視すると、その点に関する取締役会の決議は、会社の内部的意思決定手続にすぎないので、代表取締役が株式会社を代表して取締役会決議を得ることなく「多額の借財」をしてしまえば、出来る限り、資金の提供者である貸主を保護しようということになる。特に、この種の取引は、内部的意思決定を欠いているにすぎないから、原則として有効であって、取引の相手方である貸主が取締役会決議を経ないことを知りまたは知り得べかりし時に限って、無効であるとか、あるいは、その点に関して、悪意の相手方に対してしか無効を主張できないというように解さ

れることになる。従って、取締役会決議の存在や取締役会議事録そのものの呈示は重大視されず、取締役議事録自体の写しを徴求するどころか、代表取締役つまり社長による、「法律の定めに従い当社取締役会で適法に承認されていることを証明します。」との証明書徴求によりその添付があれば、必要にしてかつ充分との雰囲気すらある。

しかし、前述したように、立法事情の変化があり、取締役会という会社機関は、会社法体系という全体的観点からすれば、画一的に設置を求められる法定の必要機関ではなく、定款で選択される任意のものとなり、取締役会設置を義務づけられるのは、公開会社、監査役会設置会社、委員会設置会社であり（会社法三七条一項）、大会社であっても非公開会社であれば取締役会を設置しなくてもよいが、現行会社法の予定する取締役会は、結局のところ時のたつうちに、形式的にのみ存在し形骸化した存在であることは許されず、会社における統治の確保の観点から充分にその機能を発揮せざるを得ず、その意味は更に増すものと解される。そうすると、「多額の借財」に際しての取締役会決議の理解に関して、その決議存在を今まで以上に重要視あるいは重大視する必要性があると考ええる。更に、前述したように、「内部統制システム」の充実が求められている現行会社法の規制下では、取締役会決議の存在をかつての商法の規制下におけるよりは重要視あるいは重大視してもよいと解される。以上のような観点から、多額の借財のような重要事項に関する取締役会の決議に関してそれをより重要視する観点から考察したいと考える。

## 第二節 立法当初の議論とその後の立法展開

現行会社法施行以前の商法二六〇条二項は、昭和五六年改正商法で新設されたものである。同条同項は、その

二号で「多額ノ借財」を定め、そのほかに、その一号で「重要ナル財産ノ処分及譲受」、その三号で「支配人其の他ノ重要ナル使用人ノ選任及解任」、その四号で「支店其ノ他ノ重要ナル組織ノ設置、変更及廃止」を定めていた。このような改正がなされた趣旨は、取締役会の「重要な業務執行事項を例示し、その他これに準ずる重要な業務執行は取締役会が決定すべきものとし」<sup>(1)</sup>、「解釈上の疑義をなるべくなくすことを企図している」<sup>(2)</sup>と説明されている。加えて、「業務執行についての監視は、会社法では、取締役会および監査役の職務とされている。しかし、これを取締役会についていえば、業務を円滑に行うための機関としては機能しているが、監視の機関としては十分に機能しているということはできない。このため、今回の改正審議においては、この面で取締役会をいかに強化するかが検討され、それが取締役会の権限を明定する規定となつてあらわれたわけである。」<sup>(3)</sup>と趣旨説明されている。

「多額ノ借財」に関連しては、立法立案関係者により更に詳細に説明されている。前述した所でその所説を用いた立法当時の法務省民事局の稲葉威雄参事官は、「取締役会決議を要するとの認識をもちうる場合に、どのような調査義務を負うかは、問題である。取引の緊急性・重要性等との関係はあるが、とくに金融取引の場合には、なんらかの形で取締役会決議の存在を確認すべきであろう（およそ原則として、確認義務を負わないとすると、どのような場合に取締役会決議の存しないことを知りうべかりしことになるか疑問である）」<sup>(4)</sup>と、受け取りようによっては基本的に厳格な解釈を示された。

それに対して、銀行実務の観点から、右の稲葉威雄参事官の見解に反発するのは、久保井一匡弁護士である。すなわち、「多額ノ借財」について取締役会の決議を必要とすることは、「単に代表取締役の会社に対する忠実義務を具体化したものであつて、当該行為の効力規定と解すべきでないと確信するものである。このような考え方が正しいとするなら、銀行が貸出を行うにあたって、取引先たる会社の取締役会の決議の存在につき、確認の必

要のないことは明らかであろう。」とされ、続けて、「銀行は改正商法の施行下においても、従来の貸出の実務の運用を改める必要はなく、原則として取締役会の決議の存否を確認する必要はないと考える。ただ、例外として、銀行が取引先の会社に対し、従来の扱いからみて異例の巨額の融資をして、その会社の再建に乗り出すような場合には、念のため取締役会の決議を得ておく必要がある。」と徹底的に取引の相手方である銀行の立場を考えて、取締役会決議存在とその確認の重要性を受け入れない。久保井一匡弁護士は、加えて畳み掛けるように、「多額」「重要」の判断は、むしろ会社にとって委ねて、内部問題として処理してもらったほうが、かえって、後日銀行は善意の認定を受けやすいことである。もし、銀行が安易に流れ、目先の安全を考えて、念のため取締役会の決議を要求するような慣行を作れば、やがてそれが当然の措置とされ、これを怠ったとき、容易に悪意または重過失の認定を受けることになろう。」<sup>(6)</sup>としている。

銀行のような金融機関は、その人材と組織体制からして、それに分類されない資金提供者に比較すれば、手厚いものがあり、事態を把握する能力は高いけれども、こと「多額ノ借財」と取締役会決議の問題に関する利益状況に関しては、銀行のような金融機関だからといって、その注意義務等について特別に扱う必要はないと考える。資金の提供者は、すべて「債権者」としてその危険負担と見返りにつき同様な利益状況にあると考えられるからである。この資金提供者としての「債権者」の立場は、明治以後、遅れて登場した資金不足の資本主義国としての我が国においては、これまで何かにつけ十分に配慮されてきたと解される。なぜならば、資金が不足している場合、供財に際しては、借りたい人が多くいるのだから、資金提供者としての「債権者」に十分に配慮するとの結末になるからである。我が国におけるこのような歴史と伝統を踏まえて考えれば、銀行等の金融機関の立場に配慮した前出の久保井一匡弁護士の見解の意味も更に充分理解できる。

基本的に厳格な解釈を示された前出の稲葉威雄参事官も、金融取引現場の実情に配慮を加えて、取締役会決議

の存在確認の方法については柔軟な見解を示される。すなわち、「その確認の方法は、取締役会議事録の写し（原本のコピー）の提出を求めることが考えられるが、必ずしもそれだけではない。議事録原本の提示を求め確認することも考えられるし、また、中小会社の場合には取締役会に開かれないうまま議事録だけが作成されている事態がみられることから、代表取締役以外の取締役に取締役会への付議および決議の成立の事実の存否を（電話等で）問い合わせることも考えられる。場合によっては、担当者に取締役会決議がなされた日を確認し、その旨の証明書を徴する程度でよいこともある。」と杓子定規ではなく、柔軟である。このような柔軟な対応に資金提供者である貸し手の立場に配慮を加えて、取引の安全を重視すると、「多額ノ借財」に関する取締役会決議の存在することや取締役会議事録の呈示については重要視あるいは重大視されないで、会社代表者、つまり、代表取締役や社長の手になる「法律の定めに従い当社取締役会で適法に承認されていることを証明します。」の文書を徴求し、添付してもらっておけば、取引の安全の旗印の下で事は足りることになる。ましてや、当時の商法二六一条三項が同法七八条を準用し、その商法七八条が民法五四条を準用して明らかにしている大原則、すなわち、代表取締役の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できないとの大原則（現行会社法三四九条五項も同旨の大原則を定めている）を背景にすれば、取締役会決議は内部的な意思決定にすぎない、つまり、代表権に加えた制限にすぎないとの判断の下で、その存否にかかわらず、代表取締役が外部に対して、その存在を前題として行動してしまえば、善意者は保護されることになるので、取締役会決議の存在を重要視あるいは重大視しない取り扱いに拍車がかかることとなる。

立法当時の議論において、取引安全の観点から一般的な保護に留意をしつつ、酒巻俊雄教授は、「今回の改正法が銀行業務に及ぼす影響は、かなり多面にわたるが、銀行が中小会社に対し経営相談や指導を行なっている事例は稀ではないのであるから、長期的展望において優良な貸付先を育成するためにも、会社法の遵守にもとづく

適法・適正な会社運営を心がけるよう、取引先を指導していく社会的責務があると思われる<sup>(8)</sup>。」と指摘されている。改正商法が、「多額ノ借財」というような重要事項については取締役会決議を要する旨を法文上明定したのだから、それは単なる内部的な意思決定であるとして軽視することなく、取締役会という法定の会社機関の決議が求められていることを重要視して、「会社法の遵守」を心がけるべしとの指摘は、極めて有意義である。前出の稲葉威雄参事官の記述の中に、「中小会社の場合には取締役会は開かれないまま議事録だけが作成されている事態がみられる<sup>(9)</sup>」との表現があり、取締役会の形式化や形骸化が黙認されているとも受け取られる。

しかし、現行会社法においては、いわゆる小規模閉鎖会社は、当初から、取締役会という会社機関を設置することなく設立可能であるし、存続も可能なのだから、取締役会の形式化や形骸化を容認したり、黙認したりする態度は許されず、「会社法の遵守」は文字どおり実行されなくてはならない。従って、法解釈においても、取締役会の決議が必要であると法文上明定されているならば、その点を重要視あるいは重大視して、対応することが妥当と解される。

銀行等の金融機関は、それ以外の資金提供者と比較すれば、その人材や組織体制において充実したものであるのだから、「会社法の遵守」に関して、その取引先にいたらぬ点があれば、改善の方向で対応するのが世のため人のためと考えられる。銀行等の金融機関に分類されない資金の提供者であっても、株式会社を相手に「多額ノ借財」の関係者となるつもりなら、危険負担とその見返りにつき金融機関と同様の利益状況にあるのだから、それなりの自覚と対応が求められてもよいと考えられる。現行会社法においてはいわゆる「内部統制システム」の充実が求められているので、「会社法の遵守」について、資金の提供者としてその相手方と共に、協力をして、それが実際に行われるように行動することが現行会社法の趣旨に合致するものと解される。取引の安全という観点も確かに重要ではあるが、会社の内部的な意思決定の過程について、取締役会という会社機関に焦点を合わせ



て法文上その決議の必要性が明定され、明確化されたのならば、「内部統制システム」の充実という観点からその遵守に大いに努めるべきであり、その決議の存在を重要視あるいは重大視すべきと考える。

- (1) 稲葉威雄・改正会社法（第二刷）二二九頁（一九八二年）。
- (2) 稲葉威雄・前注（1）改正会社法二三〇頁。
- (3) 元木伸・改正商法逐条解説（改訂増補版）一二一頁、一二二頁（一九八三年）。
- (4) 稲葉威雄「取締役会の決議事項——多額の借財、重要な財産の処分等——」（商法改正と銀行取引①）金融法務事情一〇〇二号一頁（一九八二年）。
- (5) 久保井一匡「貸出取引と取締役会決議に関する一考察——多額の借財と担保提供をめぐって——」金融法務事情一〇〇四号一頁（一九八二年）。
- (6) 久保井一匡・前注（5）金融法務事情一〇〇四号一頁。
- (7) 稲葉威雄・前注（4）金融法務事情一〇〇二号一頁。
- (8) 酒巻俊雄「改正会社法と銀行業務」金融法務事情一〇〇三号二頁（一九八二年）。
- (9) 稲葉威雄・前注（4）金融法務事情一〇〇二号一頁。

### 第三節 取締役会決議の尊重

多額の借財には取締役会の決議を要する旨の明文規定が導入された昭和五六年の商法改正時以後も、この点の問題に関連して、取引の安全が重視され続けてきたことにはそれなりに妥当性を見出し得る。従って有力な研究者による次のような論述には説得力があり、その発想が現在に至るまで受け継がれている。すなわち、竹内昭夫教授は、「取締役会決議を要する取引を、代表取締役がその決議なしに行った場合について、判例は、このよ

うな取引も原則として有効であつて、相手方が右決議を経ていないことを知りまたは知り得べかりしときに限つて無効と解するのが相当であると判示している（最判昭和四〇・九・二三民集一九卷六号一六五六頁）。<sup>(1)</sup> 解釈論としては、会社が無効を主張しうるのは、相手方の悪意を会社が立証した場合に限定されると解すべきである」とされ、取引の安全に充分な配慮をされている。現在においても、会社は相手方の悪意を証明して当該行為の無効を主張できると解するのが多数説であるとされている。<sup>(2)</sup>

河本一郎教授は、多額の借財の場合ではなく取締役会の利益相反取引と必要とされる取締役会の承認に関して論述されているが、そこでの利益状況は、多額の借財の場合と同様なので、取引の安全に配慮したその所説を紹介したい。すなわち、「結局、取締役会の承認決議の有無を確かめることになるが、その確認する方法がまた問題である。最も確実なのは、取締役会議事録の原本を見ることである。通常は、そこまでしなくても、社長による取締役会の承認があつた旨の証明書を徴しておけば、たとえそれが虚偽の証明であつても、取引の相手方としては、重過失はないことになるであらう。<sup>(3)</sup>」とされ、極めて柔軟な対応を表明している。

「ツムラ保証債務確認請求事件」と称されている有名注目判例において、金融機関の立場に充分すぎるほどの配慮をして、取引の安全の観点から資金提供者の優位を裏づける見解が東京高等裁判所によって示され、その判断については、最高裁判所に上告されたが、民事訴訟法に規定する事由に明らかに該当せずと判断され、上告棄却で確定した。この「ツムラ保証債務確認請求事件」とは、以下のような内容である。すなわち、株式会社<sup>(4)</sup>がその関連会社の債務一〇億円のために連帯保証予約（借財の一種とされている）をするに際して、信託銀行が取締役会決議の議事録提出を断られ、結局、取締役会の議事録存在確認書を徴求しなかつたとの事実関係の下で、東京高等裁判所は、信託銀行に対して「取締役会の決議の有無を確認し、あるいはその議事録の提出を求めるなどの行為を要求することは、實際上些か酷な要求であるといわざるを得ない（「わざわざ確認するのは失礼」と考えるこ

ともあり得るし、そのように考えたとしても、上場企業の専務取締役に対する態度としては極く自然なものであるといえる。……)……仮に確認書が徴求されたとしても、それは、正規の手続を経てのものではなく、……専務の一人・独断のもとに(若しくは代表取締役……との共謀により)容易に作成され得る公算が大きいのであって、これを求める実質的意味は乏しく、確認書の徴求をしなかった」としても結論は変わらずとして、信託銀行には、「取締役会決議の不在につき……悪意または過失(重過失はもとより)があつたとは認められないから、……本件保証予約は有効であるというべきである。」<sup>(4)</sup>と判示した。

確かに、株式会社の代表取締役が有する代表権限と取締役会の有する業務執行権限は別個のものであり、一般的な業務執行については、代表行為の相手方である資金提供者は代表権限の有無に注意すればよいのであって、業務執行権限についてまでの調査義務はないと解されるので、当該行為には取締役会決議が必要であること、および、その決議のない点について悪意の相手方に対して会社は相手方の悪意を証明して当該行為の無効を主張できると解している多数説の立論を取引の安全に充分配慮しつつおし進めてゆけば、右の「ツムラ保証債務確認請求事件」における東京高等裁判所の判決結論にゆきつく。取締役会の決議があつた旨の証明書などは会社内部で簡単に捏造できるのも受け入れ易い事実だからである。

しかし、近年の新しい企業理論によれば、企業は、資源、投資、取引の三つの要素から構成され、取締役会は、この三つの要素の観点から株式会社の業務執行を監督し、法人と取引した者の努力が無駄にならないようにする必要があり、各ステイクホルダーの利害を調停する役割を有する<sup>(5)</sup>とされている。あるいは、コーポレート・ガバナンスにおける取締役会機能のあり方として、取締役会は、法的枠組みに従うというような制度的規範遵守を行うだけではなく、環境条件に機能に対応できる競争的規範遵守を必要としており、そうすることによって、取締役会は、有効・適切なガバナンスを行うことができ、企業業績向上といった能率の視点だけでなく、多様なス

テイクホルダーの要求・目的を背景にした企業経営の有効性を保証することも期待されるとされている。右の理論によれば、株式会社をめぐる多様な利害関係者の立場に配慮をしつつ、取締役会は、各種の条件の中で、法遵守のみならず、更なる機能上の積極的役割を果たすことが期待されていると理解できる。「多額の借財」の場合、取締役会はその承認権限を行使するにあたり、資金の提供者のみならず、株主、その他の会社債権者、顧客、地域社会など多様なその他の利害関係者の立場を配慮して、自発的・自律的・積極的に行動することが期待されることとなる。そうとすれば、取締役会は、「多額の借財」に関しては、代表取締役の独断専行を許してはならず、取締役会の承認があった旨の証明書捏造を見逃がすなどはもつてのほかである。

前述したように、現行会社法において、取締役会という会社機関は、およそ株式会社であれば、どれもが設置しなければならぬ機関ではなくっており、取締役会の形式化・形骸化はいずれ克服され、近代的な企業理論の予定する取締役会が理論どおりに活動することが予想される。更に、現行会社法では「内部統制システム」の充実が求められているので、何かにつけて後から検証可能な可視化・文書化が要求されるのだから、取締役会決議の必要があるというのならば、決議をし、議事録を作成し、合理的な必要性があれば、呈示・閲覧にも積極的に対応することが期待される。

そうであるとすれば、「多額の借財」につき取締役会決議の存在を資金提供者側で確認するために、取締役会議事録原本の提示あるいはその写しの提供そのものを慣行化し、その点に関して、偽造や捏造があった時に、相手方がそのことを知りまたは知り得べかりし時に無効とか、あるいは、そのことについて悪意である旨を会社が立証した時に会社側から無効を主張できるというようにして、これまでよりも、資金の提供者側の取締役会決議存在調査義務・確認義務を加重する方向で取引の安全をめぐる利益状況観察の軸足をずらし、取締役会決議の存在を重要視あるいは重大視して利害調整すべきものと考ええる。

- (1) 竹内昭夫・改正会社法解説(新版)一五六頁(一九八三年)。
- (2) 山本爲三郎・会社法の考え方(第六版)二〇三頁(二〇〇六年)。
- (3) 河本一郎「銀行取引と取締役の利益相反行為——間接取引を中心にして——」金融法務事情一〇〇〇号五九頁(一九八二年)。
- (4) 東京高裁・平成一年一月二七日判決・金融法務事情一五三八号七一頁、七二頁(一九九九年)。この東京高裁判決については、上告されたものの実質的理由づけなしで上告棄却となっている(最判〈第一小法廷〉平成一年六月二四日判決・金融・商事判例一〇七〇号一〇頁(一九九九年))。
- (5) 山本爲三郎・前掲前注(2)会社法の考え方二〇五頁。
- (6) 渡辺智子「新しい企業理論と現代株式会社の取締役会の役割」三田商学研究四八巻一号二四五頁、二四六頁(二〇〇五年)。
- (7) 西岡広「取締役会機能のあり方を巡る条件適合的フレームワークの提示」明大商学論叢八八巻四号一二四頁(二〇〇六年)。
- (8) 砂田太士「商法二六〇条二項違反の取引——有効性と相手方の注意義務——」福岡大学法学論叢四七巻三・四号二三頁(二〇〇三年)は、「金融機関の財産である情報を活かすことによつて、また金融機関であるゆえに負っている注意義務からは、調査義務・確認義務を課したところで加重的負担になるとは思えない。」とされる。「多額の借財」に関して、株式会社を相手に資金提供する者は、たとえ金融機関として分類されていない者であっても、その危険負担と見返りの利益状況は金融機関と変りはないので、金融機関と同様の調査義務・確認義務を想定しても問題はないと考える。

#### 第四節 まとめ

株式会社において、多額の借財のような重要事項に関して、それを取締役会で決議する必要がある旨を会社法は規定している。取締役会の決議を必要とするこのような取引を、代表取締役が取締役会の決議を経ることなくした場合であっても、右取引は取締役会決議という内部的な意思決定を欠いているにすぎないので、取引の安全の見地から、原則として有効であって、取引の相手方が取締役会決議を経ないことを知りまた知り得べかりし時に限って無効であるとか、あるいは、そのような取引には取締役会決議が必要であること、および、その決議がないことに関して悪意である取引の相手方に対して、会社はその悪意を立証した場合に限り当該行為の無効を主張できると解して、これまで取引の安全を実現してきた。そうすると、取締役会決議の存在や取締役会議事録の呈示は重要視あるいは重大視されず、取締役会議事録の写しを徴求するところか、代表取締役が作成する、法律の定めに従い当社取締役会で適法に承認されている旨を証明しますとの書面添付で充分すぎるほどであるとの結末になる。

しかし、平成一八年五月一日より施行されている現行会社法において、取締役会は、およそ株式会社であれば必ず設置されなければならない機関ではなくなり、これまで病理的でしたらあった取締役会の形式化と形骸化は、合理的に行動する企業人により克服され、近代的な企業理論が予定する取締役会が会社の統治をより確実にするために理論どおりに活動し、代表取締役の独断専行を許さないことが予想される。また、現行会社法においては、内部統制システムの充実が要求されているのだから、後々の検証のために取締役会議事録の存在がもっと重きを置かれてよい。

このように立法事情に変化があったのだから、多額の借財のような重要事項については、その取引に際して、

取締役会決議があつたことを示す取締役会議事録原本の呈示あるいはその写しの提供を励行・慣行化し、それを基本に取引の安全を考え、利害関係の調整をするのが妥当であると考え次第である。

(平成一九年八月三十一日稿)

〔付記〕

本稿については、平成一九年度慶應義塾学事振興資金による研究補助を受けた。記して感謝したい。